

運営規程

まちの相談室桜の里 居宅介護支援事業所

（事業の目的）

第1条 株式会社永桜会（以下「事業者」という。）が開設するまちの相談室桜の里居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援（以下「居宅介護支援」という。）の事業は居宅において要介護状態にある利用者に対し適切な居宅介護支援を提供することを目的とする。

（運営方針）

第2条 運営方針は次に掲げるところによるものとする。

1. 事業所の介護支援専門員は、可能な限り利用者の居宅において、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう援助を行う。
2. 居宅介護支援の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公平中立に行う。また、市町、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設、近隣住民との綿密な連携を図るよう努めるものとする。

（事業所の名称、所在地及び場所）

第3条 この事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

名称 まちの相談室桜の里 居宅介護支援事業所
所在地 広島県福山市郷分町1554番地

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 この事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

1. 管理者 1名（常勤兼務）
管理者は事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
2. 介護支援専門員 3名以上（管理者兼務1名、常勤2名以上）
介護支援専門員は、居宅介護支援の提供にあたる。

（営業日、営業時間）

第5条 営業日、営業時間は次のとおりとする。

営業日 月曜日から金曜日までとする。
ただし8月13日から15日まで、12月30日から1月3日までを除く。
営業時間 8時30分～5時30分

(指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

1. 利用者の相談を受ける場所 事業所の相談室
2. 使用する課題分析表の種類 事業所独自の課題分析表(23項目含む)
3. サービス担当者会議の開催場所 事業所の相談室
4. 介護支援専門員の居宅訪問頻度 1回/月
5. モニタリングの結果記録 1回/月

(居宅介護支援のサービス内容)

第7条 この事業所が行う居宅介護支援の内容は次のとおりとする。

1. 居宅サービス事業者の紹介
2. 居宅サービス計画の作成
3. 指定居宅サービス事業者、医療機関その他の者との連絡調整
4. その他の便宜の提供

(通常の事業の実施区域)

第8条 通常の事業の実施区域は通常の事業の実施地域は、福山市(郷分町、山手町、津之郷町、御幸町、駅家町、神辺町、横尾町、北本庄町、本庄町木之庄町、神島町、千田町)

(事故発生時の対応)

第9条 介護支援専門員等は利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(事業継続計画の策定に関する事項)

第10条 事業所は感染症や非常災害の発生時において利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画を策定し、当該事業継続計画に従い、必要な措置を講ずるものとする。

2. 事業者は従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施するものとする。
3. 事業所は定期的に事業継続計画の見直し必要に応じての変更を行うものとする。

(個人情報の保護、秘密の保持)

第11条 事業所は、業務上知り得た契約者、利用者及びその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等、正当な理由がある場合、正当な権限を有する官憲の命令による場合並びに別に定める文書(情報提供同意書)により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、契約中及び契約終了後においても第三者に対して秘匿するものとする。

2. 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持しなければならない。また、退職した後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

（人権の擁護及び虐待防止のための措置）

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

1. 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備
2. 成年後見制度の利用支援
3. 虐待の防止を啓発・普及するための従業者に対する研修の実施
4. 虐待防止のための対策を検討する委員会設置
5. 虐待防止のための指針の整備
6. 従業者は、利用者に対し、以下のような身体的苦痛を与え、人格を辱める等の虐待を行ってはならない。
 - （1）殴る、蹴る等、直接利用者の身体に侵害を与える行為。
 - （2）合理的な範囲を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求める行為及び適切な休憩時間を与えずに長時間作業を継続させる行為。
 - （3）廊下に出したり、小部屋に閉じ込めるなどして叱ること。
 - （4）強引に引きずるようにして連れて行く行為
 - （5）食事を与えないこと。
 - （6）乱暴な言葉使いや利用者をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること。
 - （7）現に受けているサービスが受けられない旨脅かす等、言葉による精神的苦痛を与えること。
 - （8）性的な嫌がらせをすること。

（身体的拘束等）

第13条 事業所は、利用者の身体的拘束は行わない。万一、利用者又は他の利用者、従業者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、家族の「利用者の身体的拘束に伴う同意書」に署名を受けた時にのみ、その条件と期間内にて身体的拘束等を行うことができる。身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身状態、緊急やむを得ない理由を記録する。

（感染症および衛生管理対策）

第14条 事業に使用する備品等は清潔を保持するため、日々の清掃・消毒を施すなど、常に衛生管理に留意するものとする。事業所において、食中毒及び感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講じるものとする。また、これらを防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つ。

2. 職員へは、研修や勉強会を通じ感染症対策や衛生管理に関する知識の習得を図る。
3. 感染症の発生及び蔓延等に関する取り組みの徹底を図る観点から、感染症等が発生した場合に対処できるよう計画を策定し、委員会の開催、指針の整備を行い、年1回以上訓練を実施する。

（苦情対応）

第15条 利用者は、提供されたサービス等につき苦情を申し出ることができる。その場合事業所は、速やかに事実関係を調査し、その結果改善の必要性の有無並びに改善方法について、利用者又はその家族に報告するものとする。なお、苦情申立窓口は、重要事項説明書に記載された通りである。

（ハラスメント）

第16条 事業所は、適切な事業の提供を確保する観点から、従業者及び利用者間、取引業者、関係機関の職員との間において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

（サービスの提供記録の記載、記録の整備）

第17条 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。利用者に対する居宅介護支援の提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存する。

（その他運営に関する重要事項）

第18条 事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るため次のような研修の機会を設けるものとし、また業務体制を整備する。

- （1）広島県介護支援専門員の専門研修（Ⅰ・Ⅱ）
 - （2）福山地区ケアマネジメント研修会の研修
 - （3）その他の介護支援専門員に関わる研修
2. この規程に定める事項のほか運営に関する重要事項は株式会社永桜会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

1. この規程は、平成29年11月1日から施行する。
2. この規程は、令和3年4月1日から施行する。
3. この規程は、令和5年9月1日から施行する。
4. この規程は、令和6年2月1日から施行する。